

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3014号)

令和5年9月21日

横情審答申第3014号
令和5年9月21日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和元年11月29日教人児第1490号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「調査資料一式（資料15）手紙に対する返信」ほか24件の個人情報一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表1に示す保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「調査資料一式（資料15）手紙に対する返信」ほか24件の個人情報本人開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年8月2日付で行った別表1に示す保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由及び文書特定に関する説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号、第5号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 本件保有個人情報のうち、個人情報1から個人情報2-5まで、個人情報4から個人情報9まで、個人情報11、個人情報24及び個人情報25に記載された氏名や氏名の一部、続柄等を使用して本人開示請求者以外の特定の個人を示す記述については、特定の個人が識別されるため本号本文に該当し、非開示とした。

イ 個人情報2-1から個人情報4まで、個人情報6から個人情報8まで、個人情報10-1から個人情報10-6まで、個人情報12、個人情報20、個人情報21及び個人情報25に記載された本人開示請求者以外の特定の個人が作成し、又は記載した文書の内容や電話、対話による発言の内容は、本人開示請求者以外の個人の見解や主張等の内心に密接に結びついた内容が記載されており、本人開示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

ウ 個人情報2-1から個人情報3-3までに記載された、実施機関が本人開示請求

者以外の出席者の質疑又は要望等に応じた内容については、開示することにより、相手方である出席者の質疑・要望等の内容が明らかになり、なお本人開示請求者以外の個人である相手方の出席者の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

エ 個人情報8に記載された議員の氏名については、開示することにより、本人開示請求者以外の個人がどの議員に相談をしたのかが明らかになり、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

オ 個人情報8に記載された実施機関の所見・判断として、本人開示請求者以外の特定の個人である児童等の評価の具体的内容は、開示することにより、当該児童の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

カ 審査請求人の子は、審査請求人が監護監督する未成年であるとしても本人開示請求者ではないため「本人開示請求者以外の個人」であり、本号ただし書アにより慣習として審査請求人が当該子の保有個人情報を当然に知ることが予定されているとはいえない。このためアからオまでに挙げた非開示部分に審査請求人の子にとって既知の情報があったとしても、審査請求人にとって既知の情報と判断することはできず、仮に当該非開示部分に審査請求人にとって既知の情報が含まれていたとしても、それは慣習としてではなく個人的な事情により知ることができたものであり、本号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。

キ 本号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、当該情報を非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益と開示請求者本人に開示する利益を比較衡量して判断する必要がある。

この点、いじめは一定の関係にある児童生徒の間で生じるものであり、その具体的内容は当該行為を受けた側の情報であると同時に当該行為を行った側の情報でもあるため、本件保有個人情報の開示・非開示の判断に当たっては、調査に関わる児童生徒及び同保護者全員の権利利益について、慎重に判断する必要がある。

本件対象保有個人情報は、いじめ事案に関わる特定の個人を識別することができるか、又は特定の個人を識別することはできない個人情報であったとしても、自己の内面を率直に吐露したもの等、開示することにより、なお当該調査に関わ

る児童生徒の健全な発育に影響を与える可能性があるといった点で本人開示請求者以外の個人である当該児童生徒個人の権利利益を害するおそれがあるものである。したがって、開示された当該情報を用いることにより審査請求人の子の健康・生活が保護される審査請求人の利益と開示しないことにより保護される本人開示請求者以外の個人の権利利益を比較衡量した場合に、前者が後者を上回るとまではいえない。

したがって本号ただし書イには該当しない。

ク 個人情報1から個人情報12まで、個人情報20及び個人情報21については、実施機関の公務員の職務遂行の内容に係る情報としてではなく、相手方である出席者の質疑・要望、面談者の発言内容及び申出内容等に応じたものであって、開示することによりその内容が明らかになり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるか、特定の個人を識別することができないとしても、個人の権利利益を害するおそれがあり本号ただし書ウには該当しない。また、個人情報10-1から10-6までに記載された、学校関係者から本件事案の事実確認のために行われた聞き取り内容については、本人開示請求者以外の特定の個人である児童生徒等に関する発言内容も記録されており、全体が本号本文に該当し、本号ただし書ウには該当しない。

(2) 旧条例第22条第5号の該当性について

代理人弁護士印の印影については、弁護士が契約等に使用する印の印影であり、財産管理のための意思決定が行われる際に使用されるものである。

したがって、個人情報22-1から個人情報22-5までについては、当該印影を開示することにより、偽造され、財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、本号に該当し、非開示とした。

(3) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号は、市の機関等が行う全ての事務又は事業を対象としており、本号アからオまでの事務又は事業の支障は、例示となる。本件保有個人情報は、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）が行ったいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に基づく重大事態調査に伴い作成されたものであり、本号アからオまでのいずれにも該当しない事務又は事業であり、その支障も本号アからオまでに示されたものとは異なり、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがある」情報に該当し、非開示とした。

イ 個人情報 4、個人情報 7、個人情報 8、個人情報23-1 から個人情報23-3 までに記載された関係機関との連携内容、情報共有内容、関係機関との具体的なやり取りの内容、関係機関担当者氏名、個人情報 4 及び個人情報 7 並びに個人情報 8 に記載された関係機関名並びに個人情報24に記載された個人の携帯電話番号は、関係機関との相互の信頼関係に基づき開示することを前提とせずに関係機関の協力のもと収集したものである。

このため、これらの情報を開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査において関係機関に対して連携や情報共有を求めても十分な協力や情報の提供を得られなくなるなど、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

なお、令和元年 8 月 2 日教人児第708号個人情報一部開示決定通知書（以下「本件一部開示決定通知書」という。）では、個人情報24に記載された個人の携帯電話番号の非開示の根拠規定について、旧条例第22条第 3 号に該当すると記載したが、本号にも該当するため、非開示とする根拠規定に本号を追加する。

ウ 個人情報 4 の電話連絡内容、個人情報 6 の聞き取りの具体的な内容、個人情報 7 の聞き取りの具体的な内容、面談内容、電話連絡内容、個人情報 8 の児童の発言内容、連絡内容、関係者の発言内容、児童の具体的な行動、面談内容、聞き取りの具体的な内容、具体的なやり取りの内容、個人情報10-1 から個人情報10-6 までの聞き取り内容及び個人情報25の面談者名が具体的に記載されているが、これらは、調査の相手方が率直に内面を述べることができるように、その取扱いには十分留意する必要がある。これらを開示すると、今後、同種の調査において、率直に内面を述べることをためらい、あるいは調査に応じなくなるのが想定される。その結果、事案の正確な把握ができなくなるなど調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、これらを開示すると、今後、いじめ事案が発生した場合に、いじめ事案に係る個人の発言や行動等が明らかになることをおそれ、関係者が学校や学校教育事務所へ相談することをためらうことなどが想定される。その結果、学校や学校教育事務所に十分な情報が寄せられなくなり、いじめの防止・早期発見・早期対応に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本号に該当し、非開示とした。

なお、本件一部開示決定通知書では、個人情報 4、個人情報 8 及び個人情報25

の非開示の根拠規定について、旧条例第22条第3号に該当すると記載したが、本号にも該当するため、非開示とする根拠規定に本号を追加する。

エ 個人情報4及び個人情報6から個人情報8までに記載された学校の所見、児童への指導の具体的な方針・内容、学校教育事務所の所見、学校教育事務所と学校の打合せの具体的な内容については、その内容を明らかにすると、児童等との関係性に影響を与え、今後の児童等への指導・支援に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

オ 個人情報8、個人情報11及び個人情報24に記載された代表番号以外の関係機関電話番号、内線番号及び業務用の携帯電話番号は、横浜市役所内部や外部の関係者など限られた者との連絡に使用されており、これらを開示すると、電話番号がいたずらや偽計に使用されるなどにより、本来の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

カ 個人情報12の非開示部分の中には、専門委員会の会議における実施機関職員の発言内容が含まれる。会議では、実施機関職員は、主に専門委員会の委員の質問に対して回答する形で発言しており、回答内容を開示すると、非開示としている委員の発言内容が明らかになってしまう。また、発言内容には、関係機関から得られた情報、児童等に対する評価等が含まれており、これらを開示すると、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査において十分な協力を得られなくなるおそれや、児童等との関係性に影響を与え、今後の児童等への指導・支援の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

キ 個人情報12の非開示部分の中には、専門委員会の会議録の委員氏名及び委員の発言内容が記載されている。専門委員会の会議では、同一案件について何度も議論を重ねながら審議しているが、時には事実確認が不十分な段階で議論を行うことや、様々な分野の専門家からの意見により議論の内容が変遷していくこともある。議論の内容や変遷の経緯は、不確定で流動的な情報であり、そのような情報を開示することにより、誤った認識がなされたり、専門委員会の調査や報告書の公正さ、信頼性がいたずらに損なわれ、今後の同種の調査に支障が生じ、専門委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、委員の意見や見解が開示されることにより、一方的な非難等がされるおそれがあり、非難等をおそれた個々の委員が意見を差し控えることとなり、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという専門委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがある。以上のことから、本号に該当し、非開示とした。

ク 個人情報13から個人情報19までは、策定途中の段階にある、法第28条第1項に基づく重大事態の調査報告（答申）の案である。この調査報告（答申）は、聞き取り等の調査と様々な分野の専門家による専門委員会での議論を重ね、何度も推敲を行いながら作成している。このため、時には事実確認が不十分な段階で議論を行うこともあり、また、様々な分野の専門家からの意見により議論の内容が変遷していくこともある。議論の内容や変遷といった策定経過は、不確定で流動的な情報であり、そのような情報を開示することにより、誤った認識がなされ、専門委員会の調査や報告書の公正さ、信頼性がいたずらに損なわれ、今後、専門委員会の行う調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 個人情報1

ア 当該文書は、審査請求人の子（小学生）に対する文書である。審査請求人は、民法（明治29年法律第89号）上の監護権、監督義務に基づき当該文書を読む権利及び義務がある。実際、既に審査請求人は当該文書を読んでいる。したがって、上記非開示情報は全て、審査請求人には既知の事実であり、旧条例第22条第3号ただし書アに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ 当該文書は、審査請求人の子を被害者とするイジメ事案の記録であり、審査請求人の子が同種イジメに遭うことを防止するという点で、同人の健康、生活を保護するために必要な情報であり、同号ただし書イに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

ウ 当該非開示情報は、公務員が審査請求人の子に対し書いた手紙であり、公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報であり、同号ただし書ウに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

(2) 個人情報2-1から個人情報3-3まで

ア 本件イジメの関係児童は、特定個人A、特定個人B、特定個人Cであり、それぞれの父母は、特定個人D、特定個人E、特定個人F、特定個人G、特定個人H、特定個人Iである。また、特定個人A、D及びEの家族の代理人弁護士は、特定

弁護士J及び特定弁護士Kであり、以上の情報は審査請求人に既知の情報である。さらに、同弁護士両名の職印が押印された書類を審査請求人は保有している。

本件イジメの被害者は審査請求人の子であり、審査請求人は監護権及び監督義務に基づき、上記非開示情報を当然に知ることが予定されている。

したがって、上記氏名等は全て、審査請求人には既知の事実であり、旧条例第22条第3号ただし書アに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ (1)イと同様の主張である。

ウ 教育委員会事務局の回答のうち、公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報は、同号ただし書ウに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

(3) 個人情報4から個人情報12まで

ア 旧条例第22条第3号

(ア) 審査請求人に既知の事実（審査請求人側が提出した文書を含む。）は、本号ただし書アに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

(イ) (1)イと同様の主張である。

(ウ) 当該文書のうち、公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報は、本号ただし書ウに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ 旧条例第22条第7号

(ア) 個人情報の開示を受ける権利（日本国憲法（昭和21年憲法）第21条第1項が保障する知る権利）は重要な人権であり、個人情報は原則開示されるものである。

(イ) 「開示することを前提としていない」ことは非開示理由とならない。行政庁が保有する個人情報のほとんど全ての文書は開示することを前提としていない。

(ウ) 当該文書は、旧条例第22条第7号アからオまでに該当しない。

(エ) 本号該当性については、厳格な基準に基づいて判断されるべきであり、原処分庁が付記した理由は、全て抽象的にその支障を指摘するものにすぎず、当該文書を開示したところで、原処分庁の事務に支障が生じる蓋然性はない（信頼関係が破壊されたり、いたずらな架電がされる蓋然性はない。）。また、関係機関職員の発言等が開示されたところで、当該関係機関の活動に支障が生じる蓋然性はない。特に、専門委員会の役割、性質、専門委員会委員それぞれが各分野の専門家であること等本件全事情を鑑みると、当該文書を開示したところ

で、今後同種の事案において当該委員らの活動、専門委員会の活動に支障が生じる蓋然性はない。専門家としての発言が開示されることにより、発言を委縮する者がいるとすれば、その者は専門家でもなく、専門委員会委員として相応しくもない。そういう者がいるとすれば、直ちに辞任するべきである。専門委員会委員にそのような者がいるとは考えられず、原処分庁の判断は、各委員を不当に低く評価するものであるし、本号該当性の判断を明らかに誤っている。

以上のとおり、原処分庁は、抽象的なおそれを指摘するのみで、本件において「客観的なおそれ」「実質的な支障」「支障が生じる蓋然性」があることを指摘していない。

よって、本件非開示情報は本号に該当しないから、本件処分は違法である。

(4) 個人情報13から個人情報19まで

ア (3)イ(ア)及び(ウ)と同様の主張である。

イ 当該文書は、後に審査請求人及び関係児童らに開示される文書の策定過程に関するものであり、開示・公表されることを前提とした文書の一部であるといえる。

ウ 旧条例第22条第7号該当性については、厳格な基準に基づいて判断されるべきであり、原処分庁が付記した理由は、全て抽象的にその支障を指摘するものにすぎず、当該文書を開示したところで、原処分庁の事務に支障が生じる蓋然性はない。

「策定過程の内容を開示することにより、委員会の調査や公正さや信頼性が損なわれ、今後の同種の調査への信頼性が損なわれるおそれが生じ、委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」との理由は、正に単なる抽象的なおそれの指摘である。

専門委員会の委員らは、当該文書を読んだ者が調査の信頼性を損なうような発言しかしていないのだろうか。適正に調査が行われているのであれば、逆に当該文書を開示した方が、調査への信頼性に繋がるだろう。

当該文書が、後に審査請求人及び関係児童らに開示される文書の策定過程に関するものであり、開示・公表されることを前提とした文書の一部であるといえることも考慮すると、原処分庁のいう「信頼性を損なうおそれ」は、事務が適正に遂行できない「客観的なおそれ」「実質的な支障」「支障が生じる蓋然性」には到底当たらないから、本件処分は違法である。

(5) 個人情報20及び個人情報21

ア 特定個人A、D及びEの家族代理人から審査請求人に送付された文書（審査請求書に添付）のとおり、審査請求人に既知の事実（特定弁護士J及び特定弁護士K等の氏名、主張内容）は、旧条例第22条第3号ただし書アに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ (1)イ及び(3)ア(ウ)と同様の主張である。

ウ 特定個人A、D及びEの家族代理人の主張は、特定個人A、D及びEの家族代理人から審査請求人に送付された文書（審査請求書に添付）等のとおり、審査請求人に伝わっており、当該文書を開示したところで、個人の権利利益を害さない。

よって、当該文書は同号本文には該当せず、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

(6) 個人情報22-1から22-5まで

審査請求人は、当該弁護士に依頼し、当該文書を作成してもらったのであり、当該弁護士の職印の印影のある当該文書の写しを保有しているし、審査請求人は、当該弁護士から、「本件情報開示請求をすること」、「本件審査請求をすること」、及び「当該弁護士の職印の印影が審査請求人に開示されること」の同意を得ている。したがって、本件において、当該弁護士の財産権は侵害されず、旧条例第22条第5号に該当せず、本件処分は違法である。

(7) 個人情報23-1から個人情報23-3まで

ア (3)イ(ア)から(ウ)までと同様の主張である。

イ 旧条例第22条第7号該当性については、厳格な基準に基づいて判断されるべきであり、原処分庁が付記した理由は、抽象的にその支障を指摘するものにすぎず、当該文書を開示したところで、関係機関との信頼関係が破壊される蓋然性はないから、本件処分は違法である。

(8) 個人情報24

旧条例第22条第7号該当性については、厳格な基準に基づいて判断されるべきであり、原処分庁が付記した理由は、抽象的にその支障を指摘するものにすぎず、当該文書を開示したところで、原処分庁の事務に支障が生じる蓋然性はない（当該携帯電話番号を審査請求人が外部に漏洩させる蓋然性はなく、当該携帯電話にいたずらに架電する者がいることの蓋然性はない。）から、本件処分は違法である。

(9) 個人情報25

ア 当該文書は、審査請求人の妻の発言等に関する文書である。審査請求人は、民

法上の監護権、監督義務に基づき、共同して子の監護をしている。審査請求人は、この監護権を行使するに当たり、当該妻から当該文書を見せられており、既に審査請求人は当該文書を読んでいる。

したがって、上記非開示情報は全て、審査請求人には既知の事実であり、旧条例第22条第3号ただし書アに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ (1)イと同様の主張である。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) いじめ重大事態調査に係る事務について

横浜市では、法第28条第1項に基づき、同項の重大事態が認められた場合には、学校又は教育委員会がいじめ重大事態調査を行っている。

教育委員会が調査主体となった場合には、専門委員会（法第14条第3項及び横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）第10条の規定に基づき設置された教育委員会の附属機関）が、いじめ重大事態調査を行い、再発防止策を含む調査結果を教育委員会に答申する。

この調査については、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」を策定しており、専門委員会のような調査組織は「公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成」されるものとされている。さらに同ガイドラインにはその構成員は「専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について」参加を図るよう努めるものとして記載されている。

法第28条第2項には、「調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し」適切に情報提供する旨が規定されている。このため、専門委員会の調査の過程では、随時いじめを受けた児童等への情報提供が行われ、横浜市では、いじめを受けた児童等に調査報告書の全文が提供されている。

専門委員会からの答申等を踏まえ、教育委員会は市長に調査結果を報告する。

教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課（以下「人権教育・児童生徒課」という。）は、専門委員会の事務局業務を所管しており、専門委員会の調査の調整や当該調査に係るいじめを受けた児童等への情報提供といった事務の調整を担っている。また、会議録及び配付資料といった行政文書についても同課が作成し、保有している。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、人権教育・児童生徒課において保有している特定個人に関するいじめ重大事態調査の資料のうち審査請求人に係るものである。専門委員会の会議の議事録である個人情報12及び専門委員会の審議において検討された答申案である個人情報13から個人情報19まで、その他専門委員会における審議資料として収集又は作成された個人情報1から個人情報11まで及び個人情報20から個人情報25までの文書で構成されている。非開示部分については、文書ごとに列挙することが困難であるため、当審査会において非開示情報を別表2のとおり分類した。

(4) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号本文では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 当審査会は、非開示情報9から非開示情報15までを見分した上で、本号の該当性について、以下検討する。

ウ 非開示情報9及び非開示情報10について

非開示情報9には、関係機関との具体的な情報共有の内容が記載されている。当該内容は、実施機関が開示を前提とせずに関係機関から情報を収集したものであり、開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の調査において十分な協力を得られなくなるなど、調査に支障を及ぼすおそれがあるといえる。また、非開示情報10には、児童や関係者への所見、指導の方針や内容が具体的に記載されており、これらを開示することで、今後の児童等の支援や指導に支障が生じるおそれがあるといえる。したがって、これらの情報は本号本文に該当するが、非開示情報9のうち別表3に示す部分については、これを開示して

も今後の調査に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。

エ 非開示情報11について

非開示情報11には、専門委員会で発言した委員の氏名や発言内容及び実施機関職員の発言内容が記載されている。

(2)の事務の内容を踏まえると、会議の場では、いじめ事案について各委員が公平中立な立場で発言することが当然要請されるが、その発言の視点は各々の専門分野や経験に基づいたものになることが期待されている。

非開示情報11が記載された会議録である保有個人情報12において、発言した委員の氏名を開示すると、どの委員がどれだけ発言したのか、どの委員とどの委員の議論が長く続いているのか、どの委員がどの議論において発言しなかったのかといった様子を推測させることになる。

この場合、各委員になんらかの圧力がかけられたり、嫌がらせ等の行為が発生する可能性もあろうし、また、作成した報告書の信頼性が不正確な憶測によって損なわれ、再発防止策の実施に支障を及ぼす可能性も否定できないので、非開示情報11のうち発言した委員の氏名については、本号本文に該当する。

非開示情報11のうち、委員の発言内容の部分には、審査請求人以外の本件事案関係者の個人に関する情報や、開示しないことを前提として収集された情報、専門分野や経験に基づきなされた発言が記載されている。これらを審査請求人に開示すると、発言の内容や委員の専門分野等の情報から、発言した委員が特定されるおそれがあるほか、今後の調査の際、関係者から積極的な協力を得られなくなるおそれがあると認められた。このためこれらの発言内容については、本号本文に該当する。

また、非開示情報11のうち、実施機関職員の発言内容については、当該発言の前に発言された委員の意見を受けて職員が応答、説明している内容であり、これらを開示すると、委員の発言内容を推測させ、発言した委員が特定されるおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。

しかし、非開示情報11のうち別表3に示す部分については、会議当日に資料として提供された文書について議事進行を行う旨の発言であり、発言者が特定されたとしても専門委員会の委員の議論に影響を及ぼすとはいえず、また当該資料の名称については、別に審査請求人に開示されていることから、その他事

務の適正な遂行に支障があるとはいえないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。

オ 非開示情報12について

非開示情報12には、調査報告の策定過程の報告書の文案が記載されている。策定過程の報告書の文案を開示すると、どのような理由で最終版の報告書に変更されたのかといった推測をされることが考えられる。審議中の内容を一部開示すると、無用な誤解を生み、最終的な結論である報告書の信頼性を損なうおそれがあることから、非開示情報12は、本号本文に該当する。

しかし、非開示情報12のうち別表3に示す部分については、報告書の小題を掲げた事項を説明する記載や、学校関係者へ聴取を行うといった当該事務から当然生じることが想定される調査方法を記載した部分であり、専門委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。

カ 非開示情報13及び非開示情報14について

非開示情報13には関係機関の電話番号や内線番号が、非開示情報14には実施機関の携帯電話の電話番号が記載されている。確認したところいずれも公表されていない番号であり、開示されることで、関係機関や実施機関の事務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。

キ 非開示情報15について

非開示情報15には、専門委員会の委員が実施機関の職員に対し行った質問、本件事案や本件事案に関する申立てを受けての学校や教育委員会事務局南部学校教育事務所の対応について聞き取りを受けた実施機関の職員が見聞きした内容や、聞き取りを受けた実施機関の職員の見解が記載されている。また、専門委員会の委員が行った質問の内容は、実施機関の説明にあったように聞き取りを受けた実施機関の職員が本件事案や本件事案に関する申立てを受けて対応する中で、組織としてではなく個人として見聞きしたこと、感じた内容の説明を求めるものである。

聞き取り調査は、公にならないことを前提に実施するのが一般的であり、その内容が開示されるとすれば、今後同種の聞き取りを行う際に実施機関の職員が、率直な見解等を述べることをちゅうちょする可能性は否定できないことか

ら、非開示情報15は、本号本文に該当する。

(5) 旧条例第22条第5号の該当性について

ア 旧条例第22条第5号では、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができることを規定している。

イ 非開示情報8について

当審査会が見分したところ、非開示情報8には、弁護士印の印影が記載されている。弁護士印の印影は、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(6) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 当審査会は、非開示情報1から非開示情報7までを見分した上で、本号の該当性について、以下検討する。

ウ 非開示情報1について

非開示情報1には、特定の個人が識別できる情報が記載されている。本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、本号ただし書ア及びイに該当しない。また、児童か

らの手紙に対し職員がした返信については、職務遂行情報に該当するか否かはともかく、その内容は職員の内心に関する事項であることから、権利利益侵害にもつながる可能性があり、本号ただし書ウに該当するともいえない。

エ 非開示情報 2 について

非開示情報 2 には、本人開示請求者以外の面談者・電話相手を示す情報や面談者の質疑等の発言内容及び実施機関からの回答に関する情報が記載されている。関係児童の氏名及びその保護者や代理人弁護士との面談であることは開示されており、開示された氏名から非開示部分に関する特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。

オ 非開示情報 3 から非開示情報 7 までについて

非開示情報 3 には本人開示請求者以外の氏名や対応の内容、非開示情報 4 には聞き取り対象者、非開示情報 5 には関係機関の職員の職名及び氏名、非開示情報 6 には本人開示請求者以外から提出された文書及びその関連文書に記載された情報並びに非開示情報 7 には学校長面談での発言者及び発言内容が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当する。

一方、非開示情報 3 のうち別表 3 に示す部分は実施機関の職員の氏であり、当該職員の氏名は横浜市職員録に掲載されていることから、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であり、本号ただし書アに該当する。また、非開示情報 5 及び非開示情報 7 のうち、別表 3 に示す部分は関係機関及び実施機関の職員の職名であり、公務員の職に関する情報であるため、本号ただし書ウに該当する。

(7) その他

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第3号、第5号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表 3 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表1 本件保有個人情報

個人情報	審査請求に係る保有個人情報
個人情報1	(資料15) 手紙に対する返信
個人情報2-1	(資料57) 関係児童側スケジュール説明1 (特定年月日1)
個人情報2-2	(資料58) 関係児童側スケジュール説明2 (特定年月日2)
個人情報2-3	(資料64) 関係児童側スケジュール説明5 (特定年月日3)
個人情報2-4	(資料67) 関係児童側資料手交1 (特定年月日4)
個人情報2-5	(資料68) 関係児童側資料手交2 (特定年月日4)
個人情報3-1	(資料59) 関係児童側スケジュール説明3 (特定年月日2)
個人情報3-2	(資料69) 関係児童側資料手交3 (特定年月日5)
個人情報3-3	(資料70) 関係児童側資料手交4 (特定年月日6)
個人情報4	(資料5) 経過表 (当該児童・学校・学校教育事務所の対応)
個人情報5	(資料19) 校長メモ
個人情報6	(資料20) 副校長メモ 「調査資料提供について」(平成30年度教人児第1524号)のうち資料4-2 副校長メモ
個人情報7	(資料21) 専任教諭メモ「調査資料提供について」(平成30年度教人児第1524号)のうち資料4-3 専任メモ
個人情報8	(資料29) 事務所時系列記録
個人情報9	(資料32) 申入書の内容についての見解 「調査資料提供について」(平成30年度教人児第1524号)のうち資料4-4 申入書の内容についての見解
個人情報10-1	(資料42) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録) 校長
個人情報10-2	(資料43) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録) 副校長
個人情報10-3	(資料44) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録) 専任
個人情報10-4	(資料45) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録) 担任
個人情報10-5	(資料47) 学校教育事務所指導主事室長聞き取り
個人情報10-6	(資料49) 学校関係者への聞き取り記録(拠点校指導教員)
個人情報11	(資料46) 事案に関する内容等について(回答)
個人情報12	専門委員会資料 ・平成28年度第5回 専門委員会会議録 ・平成28年度第6回 専門委員会会議録 ・平成29年度第1回 専門委員会会議録 ・平成29年度第2回 専門委員会会議録 ・平成29年度第3回 専門委員会会議録 ・平成29年度第4回 専門委員会会議録 ・平成29年度第5回 専門委員会会議録 ・平成29年度第6回 専門委員会会議録 ・平成29年度第8回 専門委員会会議録

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第10回 専門委員会会議録 ・平成29年度第11回 専門委員会会議録 ・平成30年度第3回 専門委員会会議録（初稿） ・平成30年度第3回 専門委員会会議録（確定稿） ・平成30年度第5回 専門委員会会議録 <p>「調査資料提供について」（平成30年度教人児第1524号）のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料6-1 平成28年度第5回専門委員会会議録（抜粋） ・資料6-2 平成28年度第6回専門委員会会議録（抜粋） ・資料6-3 平成29年度第1回専門委員会会議録（抜粋） ・資料6-4 平成29年度第2回専門委員会会議録（抜粋） ・資料6-5 平成29年度第3回専門委員会会議録（抜粋） ・資料6-7 平成29年度第8回専門委員会会議録（抜粋） ・資料6-8 平成29年度第11回専門委員会会議録（抜粋） ・資料6-9 平成30年度第5回専門委員会会議録（抜粋）
個人情報13	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日7現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案 ・特定年月日8現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案
個人情報14	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日9現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案
個人情報15	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日9現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（●小学校）【公表版】（案）
個人情報16	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日10現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案
個人情報17	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日11現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（f小学校）【公表版】（案）
個人情報18	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日12現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告（答申）案
個人情報19	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定年月日12現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（公表版）案
個人情報20	<ul style="list-style-type: none"> ・（資料34）意見書、通知書及び回答書 ・「調査資料提供について」（平成30年度教人児第1524号）のうち資料1意見書、通知書及び回答書
個人情報21	<p>（資料50）関係児童児童相談所資料のうち、情報資料「調査資料提供について」（平成30年度教人児第1524号）のうち資料2関係児童児童相談所資料のうち、情報資料</p>

個人情報22-1	(資料6) 申入書
個人情報22-2	(資料39) 確認書
個人情報22-3	(資料51) 意見書
個人情報22-4	(資料71) 所見としての意見書
個人情報22-5	横浜市いじめ問題専門委員会資料 ・ 特定年月日13横浜市いじめ問題専門委員会資料 (所見としての意見書) ・ 「調査資料提供について」 (平成30年度教人児第1524号) のうち、資料3-1 申入書
個人情報23-1	(資料33) 警察から児童相談所への通告内容について
個人情報23-2	(資料37) 転校先での児童の様子 (年月特定日14)
個人情報23-3	(資料38) 警察署等の介入経緯 (特定年月日15)
個人情報24	特定年月日16メモ 学校関係者への聞き取りについて
個人情報25	(資料54) 面談記録 (特定年月日17)

別表2 非開示情報

非開示情報	非開示の内容	非開示理由	個人情報
非開示情報1	児童への手紙	条例第22条第3号	個人情報1
非開示情報2	調査報告書に関する面談記録	条例第22条第3号	個人情報2-1から個人情報3-3まで
非開示情報3	対応経過に関する記録	条例第22条第3号	個人情報4から個人情報8まで
非開示情報4	学校の見解に関する情報	条例第22条第3号	個人情報9
非開示情報5	関係機関職員の職及び氏名	条例第22条第3号	個人情報11
非開示情報6	開示請求者本人以外から提出された文書及びその関連文書に記載された情報	条例第22条第3号	個人情報20及び個人情報21
非開示情報7	学校長面談記録	条例第22条第3号	個人情報25
非開示情報8	弁護士印の印影	条例第22条第5号	個人情報22-1から個人情報22-5まで
非開示情報9	関係機関情報	条例第22条第7号	個人情報4、個人情報7、個人情報8及び個人情報23-1から個人情報23-3まで
非開示情報10	学校の所見等に関する情報	条例第22条第	個人情報6か

		7号	ら個人情報8 まで
非開示情報11	会議における発言ごとの委員氏 名並びに委員及び事務局の発言	条例第22条第 7号	個人情報12
非開示情報12	検討段階の報告書の文案	条例第22条第 7号	個人情報13か ら個人情報19 まで
非開示情報13	公表されていない関係機関電話 番号（内線番号）	条例第22条第 7号	個人情報8及 び個人情報11
非開示情報14	実施機関が内部連絡に使用して いた携帯電話の番号	条例第22条第 7号	個人情報24
非開示情報15	実施機関職員へのヒアリングの 記録	条例第22条第 7号	個人情報10-1 から個人情報 10-6まで

別表3 非開示情報のうち開示すべき部分

非開示情報	開示すべき部分	個人情報
非開示情報3	21頁目非開示部分1行目の全て	個人情報7
非開示情報5	1頁目非開示部分1行目1文字目	個人情報11
非開示情報7	8頁目非開示部分1行目1文字目及び2文字目	個人情報25
非開示情報9	非開示部分1行目1文字目、12文字目から16文 字目まで及び34文字目から行末まで、5行目1 文字目、12文字目から16文字目まで及び34文字 目から行末まで、8行目1文字目、14文字目か ら27文字目まで、45文字目及び46文字目並びに 9行目の全て	個人情報23-1
非開示情報11	平成28年度第6回13頁目非開示部分12行目の全 て、13行目1文字目から7文字目まで、29文字 目から行末まで及び14行目の全て、平成29年度 第1回18頁目非開示部分3行目1文字目から38 文字目まで、資料6-2平成28年度第6回3頁目 非開示部分12行目の全て、13行目1文字目から 7文字目まで、29文字目から行末まで及び14行 目の全て並びに資料6-3平成29年度第1回3頁 目非開示部分3行目1文字目から38文字目まで	個人情報12
非開示情報12	3頁目非開示部分4行目から7行目までの全 て、4頁目非開示部分3行目から7行目まで、 14行目及び15行目の全て、8頁目非開示部分1 行目及び2行目の全て、14頁目非開示部分1行 目及び2行目の全て、20頁目非開示部分18行目 の全て、28頁目非開示部分5行目から8行目ま での全て、29頁目非開示部分1行目から5行目 までの全て並びに15行目及び16行目の全て、33	個人情報13

	頁目非開示部分12行目及び13行目の全て、38頁目非開示部分15行目及び16行目の全て並びに43頁目非開示部分1行目の全て	
非開示情報12	13頁目非開示部分1行目及び2行目の全て、18頁目非開示部分1行目及び2行目の全て並びに26頁目非開示部分1行目の全て	個人情報14
非開示情報12	26頁目非開示部分1行目の全て	個人情報16
非開示情報12	3頁目非開示部分5行目から8行目までの全て、4頁目非開示部分2行目から6行目までの全て並びに20行目及び21行目の全て、8頁目非開示部分13行目及び14行目の全て、13頁目非開示部分19行目及び20行目の全て並びに18頁目非開示部分1行目の全て	個人情報18

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年11月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年12月17日 (第334回第一部会) 令和元年12月19日 (第254回第三部会) 令和元年12月20日 (第372回第二部会)	・諮問の報告
令和2年1月15日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和4年9月15日 (第285回第三部会)	・審議
令和4年10月20日 (第286回第三部会)	・審議
令和4年11月17日 (第287回第三部会)	・審議
令和4年12月15日 (第288回第三部会)	・審議
令和5年1月19日 (第289回第三部会)	・審議
令和5年5月18日 (第293回第三部会)	・審議
令和5年7月20日 (第295回第三部会)	・審議